

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	北竜町 健康管理関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北竜町は、健康管理関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北竜町長

公表日

令和3年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関連事務
②事務の概要	<p>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。 ・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導等を実施している。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ①妊娠時、出産時、健診時等の記録 ②予防接種の記録、管理台帳 ③健診の予約受付、受診結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録管理等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務</p>
③システムの名称	総合行政システム(健康管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93-2の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、16-3、17、18、19、26、56-2、69-2、70、115-2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北竜町 地域包括支援センター
②所属長の役職名	地域包括支援センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北竜町 総務課 雨竜郡北竜町字和11番地1 0164-34-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北竜町 総務課・住民課 雨竜郡北竜町字和11番地1 0164-34-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月30日	I-1-③	総合行政システム(健康管理システム)	総合行政システム(健康管理システム)、団体 内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成31年1月30日	I-4-①	未定	実施する	事後	
平成31年1月30日	I-4-②	記載なし	番号法第19条7号 別表第二(16-2、17、18、 19、56-2の項)	事後	
平成31年1月30日	I-5-①	北竜町 住民課	北竜町 地域包括支援センター	事後	
平成31年1月30日	I-5-②	住民課長 山田伸裕	地域包括支援センター長	事後	
平成31年1月30日	II-1、II-2	平成27年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年1月30日	IV	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年2月15日	I-1-②	<p>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、 訪問指導等を行っている。</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律による特定 健診、特定保健指導等を実施している。</p> <p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。</p> <p>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を 実施している。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。</p> <p>①妊娠時、出産時、健診時等の記録 ②予防接種の記録、管理台帳 ③健診の予約受付、受診結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録管理等</p>	<p>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、 訪問指導等を行っている。</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律による特定 健診、特定保健指導等を実施している。</p> <p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、 接種の管理を行っている。</p> <p>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を 実施している。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。</p> <p>①妊娠時、出産時、健診時等の記録 ②予防接種の記録、管理台帳 ③健診の予約受付、受診結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録管理等 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法に関 する事務</p>	事前	令和3年6月改版のデータ標準 レイアウトに基づく情報連携に 対応
令和3年2月15日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の 項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、 93-2の項)	事前	令和3年6月改版のデータ標準 レイアウトに基づく情報連携に 対応
令和3年2月15日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、17、18、 19、56-2、の項)	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、16-3、 17、18、19、26、56-2、69-2、70、115-2の項)	事前	令和3年6月改版のデータ標準 レイアウトに基づく情報連携に 対応

